

第七十四回帝國議會
衆議院

米穀配給統制法案委員會會議錄(速記)第一回

託付議案
米穀配給統制法案(政府提出)

委員會成立

本委員ハ昭和十四年三月六日(月曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

添田敬一郎君 長野 綱良君

片岡 恒一君 古田喜三太君

三好榮次郎君 原 玉重君

高田 紘平君 山田 六郎君

今成留之助君 信太儀右衛門君

山本 条吉君 福田關次郎君

勝田 永吉君 小野 寅吉君

田中 好君 三善 信房君

馬岡 次郎君 河野 一郎君

吉植 庄亮君 小平 重吉君

大石 倫治君 助川啓四郎君

小山田義孝君 牧野 良三君

西川 貞一君 國光 五郎君

伊東 岩男君 石坂 繁君

窪井 義道君 北 勝太郎君

平野 力三君 三宅 正一君

杉山元治郎君 佐竹 晴記君

小山 亮君 大石 大君

其ノ氏名左ノ如シ

添田敬一郎君 長野 綱良君

片岡 恒一君 三好榮次郎君

原 玉重君 山田 六郎君

信太儀右衛門君 山本 条吉君

小野 寅吉君 田中 好君

三善 信房君 馬岡 次郎君

河野 一郎君 小平 重吉君

小山田義孝君 牧野 良三君

國光 五郎君 伊東 岩男君

平野 力三君 三宅 正一君

杉山元治郎君 佐竹 晴記君

小山 亮君

(年長者小野寅吉君投票管理者ト爲ル)

○小野投票管理者 先例ニ依リマシテ私ガ

年長ノ故ヲ以テ投票管理者ト爲リ、是ヨリ

委員長ノ互選ヲ行ヒマス

○三善委員 委員長ノ選舉ハ、選舉ノ煩ヲ

省キマシテ、添田敬一郎君ヲ委員長ニ推薦

致シタイト思ヒマス、御賛成ヲ願ヒマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○小野投票管理者 三善信房君ノ御意見ニ

御異議ナイモノト認メマス、仍テ添田敬一

郎君ガ委員長ニ御當選ニナリマシタ(拍手)

(添田敬一郎君委員長席ニ著ク)

○添田委員長 只今皆サンノ御推薦ニ依

リマシテ、委員長ニ當選ヲ致シテ、此ノ席

ヲ汚スコトニ相成リマシタ、御承知ノ通り

頗ル不敏ナ者デアリマス、殊ニ米ノ問題ニ

付キマシテハ、頗ル經驗ニ乏シイノデアリ

マス、相當重大ナル問題デアリマスルシ、

世間ニ於テモ中々關心ヲ持ツテ居ル問題デ

アリマスカラ、殊ニ皆様方ノ特別ノ御支援、

御援助ニ依リマシテ、其ノ職ヲ盡シタイト

思フ次第デアリマス、ドウゾ宜シク御願致

シマス(拍手)——是カラ理事ノ互選ヲ行ヒ

タイト思ヒマス

○三善委員 理事ハ其數ヲ七名ト致シマシ

テ、委員長ニ於テ御指名アランコトヲ希望

致シマス

○添田委員長 御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○添田委員長 ソレデハ私ヨリ直チニ理事

ノ指名ヲ致シマス

長野綱良君片岡恒一君古田喜三太君田中

好君三善信房君馬岡次郎君窪井義道君

此ノ御七人ニ御願ヲ致シマス

會議

昭和十四年三月七日(火曜日)午前十時三十
三分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 添田敬一郎君

理事長野 綱良君 理事片岡 恒一君

理事田中 好君 理事三善 信房君

理事馬岡 次郎君 理事杉山元治郎君

三好榮次郎君 原 玉重君

山田 六郎君 信太儀右衛門君

山本 条吉君 小野 寅吉君

河野 一郎君 小平 重吉君

小山田義孝君 牧野 良三君

助川啓四郎君 國光 五郎君

伊東 岩男君 平野 力三君

三宅 正一君 佐竹 晴記君

小山 亮君

出席國務大臣左ノ如シ

農林大臣 櫻内 幸雄君

出席政府委員左ノ如シ

農林政務次官 松村 謙三君

農林參事官 林 讓治君

農林省農務局長 小濱 八彌君

農林省米穀局長 周東 英雄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

米穀配給統制法案(政府提出)

○添田委員長 引續イテ會議ヲ開キマス——

農林大臣ノ御説明ヲ求メマス——櫻内農林大臣

○櫻内國務大臣 只今議題ニナリマシタ米

穀配給統制法案ニ付テ御説明ヲ致シマス、
本法案ノ提案ノ趣旨、特ニ現下ノ時局ニ鑑
ミ、本法案ノ制定ヲ最モ必要トスル理由ニ
付キマシテハ、本會議ニ於テ申上ゲタ通り
デアリマシテ、大體右ニ依リ御諒承願ヒタ
イト存ズルノデアリマスガ、更ニ本法案ノ
主ナル内容ニ付テ、少シク詳細ニ御説明申
上ゲタイト思ヒマス

其ノ第一點ハ、米穀ノ取扱業者ノ許可制
度ヲ設ケタコトデアリマス、即チ米穀ノ買
入若クハ賣渡又ハ其ノ代理若クハ媒介ノ業
務ヲ行ハントスル者ニ對シテ、政府ノ許可
ヲ受ケシムルコトト致シ、此ノ許可制度ニ
依リマシテ、米穀ノ取扱業者ノ濫立ヲ防ギ、
其ノ安定及ビ向上ヲ圖ルト共ニ、一面適當
ナル監督ヲ加フルコトトシタノデアリマス
ガ、更ニ必要ニ應ジテ、政府ハ米穀ノ取扱
ヲ爲ス者ニ、米穀ノ賣買讓渡等ニ關シ、配
給統制上必要ナル命令ヲ爲シ得ルコトト致
シマシテ、是等ノ者ニ對シ政府ノ配給統制

ニ協力セシムルコトトシタノデアリマス

第二點ハ米穀配給機構ノ樞軸トシテ、新

ニ日本米穀株式會社ヲ設立スルコトデアリ
マス、即チ米穀ノ需給ノ圓滑ヲ圖リ、其ノ
價格ノ適正ヲ期スル爲ニ、米穀ノ配給統制
上、必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル
日本米穀株式會社ヲ設ケルコトト致シタノ
デアリマス、而シテ會社ハ米穀ノ主要集散
地ニ、實物取引ヲ主トスル米穀市場ヲ開設
シ、其ノ市場ニ於テ米穀統制法ノ最高、最
低價格ノ範圍内ニテ賣買取引ヲセシメ、市
場ニ於ケル米價ガ、公定價格ノ範圍ヲ逸脱
スルガ如キコトノナイヤウニ致スノデアリ
マス、又會社ハ政府ノ委託ヲ受ケ、米穀ノ
買入又ハ賣渡シヲ行フノ外、米穀ニ關スル
保管、運送等ノ附帶事業、其ノ他會社ノ目
的達成上必要ナル事業ヲ行フコトト致シタ
ノデアリマス、而シテ從來ノ米穀取引所ハ
之ヲ廢止致シ、又米穀市場ハ本會社ニ限リ
開設スルコトヲ得セシメテ居ルノデアリマ
スガ、更ニ米穀市場ニ於ケル賣買取引ニ關
シテハ、投機取引ヲ排除シ、價格ノ適正ヲ
圖ル爲ニ、履行期ニ於ケル決済ニシテ特ニ
定メラレタルモノノ外ハ、一切差金ノ授受
ニ依ル決済ヲ認メヌコトトシ、其ノ米穀市
場ニ於ケル賣買取引ノ方法、市場員等ニ付

キマシテモ、右ノ趣旨ニ基キ種々適當ナル

制限ヲ加ヘ、或ハ又必要ナル監督ヲ加フル

コトト致シタノデアリマス

第三點ハ、本會社ニ對スル政府出資ノ點

デアリマス、即チ本會社ノ資本ハ三千万圓
ト致シテ居ルノデアリマスガ、政府ハ其半
額、即チ千五百万圓ヲ限リ會社ニ出資スルコ
トトシタノデアリマス、此ノ政府出資ハ、申上
グルマデモナク本會社ガ政府ノ米穀政策ノ
協力機關デアリマスル關係上、之ニ對スル資
本的援助ヲ致シマスト共ニ、政府監督ノ完璧
ヲ期セントスル趣旨ニ外ナラヌノデアリマス
第四點ハ、現在ノ米穀取引所及ビ正米市
場ノ善後措置ニ關スル事項デアリマス、即
チ本法施行ノ結果、現在ノ米穀取引所及ビ
正米市場ハ、其ノ營業ヲ廢止セラルルコト
トナルノデアリマスガ、本會社ハ政府ノ認
可ヲ受ケ、是等ノ取引所又ハ正米市場ノ所
有スル土地、建物等ノ設備ヲ其ノ申込ニ應
ジ買取ルモノトシ、又取引所ノ使用人及ビ
取引員ニ關シテ、例ヘバ從來ノ取引所ノ使
用人ヲ、本會社ノ使用人トシテ收容シ、或
ハ從來ノ取引員ヲ本會社ノ米穀市場ノ市場
員トシテ收容スル等、必要ナル善後措置ヲ
爲シ得ルコトト致シタノデアリマス、尙ホ
右ノ善後措置ニ關シテハ、特ニ其ノ手續ノ

慎重ト適正ヲ期スル爲メ、新ニ官民關係者

ヨリ成ル米穀取引事業審議委員會ヲ設ケマ

シテ、右委員會ノ議ヲ經タル上、政府ガ認

可スルコトト致シテ居ルノデアリマス

以上ハ本法案ノ主ナル内容ノ概略デアリ

マス、何卒慎重御審議ノ上、御可決アラン

コトヲ希望致シマス

○添田委員長 資料ノ御要求ハアリマセヌ

カ

○馬岡委員 資料ノ要求ヲ申上ゲマス、日

本米穀株式會社關係デ、事業目論見書、新
設開設豫定地、各市場ニ於ケル取引豫想高、
未著物取引、延取引ヲ許容スル市場ニ在リ
テハ其ノ取組及ビ受渡豫想高、次ニ臺灣米
竝ニ政府ノ委託ニ依ル内地米賣買高及ビ其
ノ手數料、各市場ニ於ケル市場員數豫想、
新會社ニ於テ買取リヲ豫想サルル現在取引
所ノ土地、建物施設ノ概況ト其ノ價格、其
ノ建設價格及ビ時價ヲ御願シタイノデアリ
マス、次ニ現在ノ米穀取引所ニ於ケル十三
年度取組高及ビ受渡高、先物取引ニ對スル
當限落ノ割合、正米市場ニ於ケル十三年度
取組高及ビ受渡高、米穀取引所ノ十三年度
損益計算書、但シ十三年度ノ數字不明ノモ
ノハ十二年度、朝鮮ニ於ケル各米穀取引所
ノ取組高、受渡高、過去五箇年間ニ於ケル

數字竝ニ清算取引最高及最低値、第二ニ米穀賣買業者關係ニ付テハ、全國販賣組合聯合會ノ米穀、麥類取扱高、過去五箇年ノ數量全體トノ對比、各府縣販賣組合聯合會別ノ米穀麥類取扱高、各單位販賣組合ノ米穀麥類取扱高各府縣別、全國購買組合聯合會ノ肥料取扱高、過去五箇年間ノ數、全體トノ對比、各府縣購買組合聯合會ニ於ケル同上、各單位組合ニ於ケル同上、各府縣別米穀商人數、人口數トノ割合、其ノ取扱高概數、米穀ヲ取扱ヘル消費組合購買組合數、同組合員數、同年間購入高各府縣別、第三ニ米價關係、現行米穀統制法施行以來米穀平均生産費ト公定米價及市場米價ノ對照、同上米價指數ト一般物價指數ノ對照、昭和十三年度米穀生産費實數、最低生産費ヨリ最高生産費テ全部、同上平均生産費ニ該當スルモノノ内譯、以上ノ資料ヲ御願致シマス

○小山田委員 議事ノ進行ニ付キマシテ一言申上ゲタイト思ヒマス、此ノ法案ノ御提案ニナリマシタ時期ガ非常ニ遅レマシタノデ、今後會期餘ス所約二週間デゴザイマシマス、此ノ短イ期間ニ於テ、此ノ委員會ガ十分ニ審議ヲ續ケルト云フコトハ、極メテ難カシイカノヤウニ私等ハ實ハ考ヘルノデア

リマス、本案ハ極メテ重要法案デアリマス、委員ノ數ハ三十六名デゴザイマシテ、何レモ此ノ法案ニ對シテハ發言ヲ要求スルモノト考ヘルノデアリマスガ、此ノ短イ期間ニ於テ審議ヲ續ケテ、サウシテ貴族院ニ之ヲ送付スルト云フヤウナコトハ、普通ノ委員會ノ議事ノ様子カラ考ヘテ見ルト中々是ハ容易ナラヌコトノヤウニ私ハ考ヘルノデアリマス、隨ヒマシテ、委員長ニ於キマシテハ、委員會ニ於ケル議事ノ進行ニ付カナケレバ、此ノ案ノ取扱ニ對シテ重大ナル結果ヲ惹起ス危險ガ多分ニアルコト思フノデアリマス、此ノ點ニ付テ委員長ノ御考ヲ一應承ツテ、而シテ審議ニ入リタイト思フノデアリマスデ

○添田委員長 御答申上ゲマス、只今小山田君ノ御意見至極御尤ト存ジテ居リマス、非常ナ重要法案デアアルニ拘ラズ、會議切迫ノ今日ニ提出セラレタノデ、之ヲ貴族院ニ送ルニ付キマシテハ、餘程勉強シテ行カナケレバナラヌト思ヒマス、隨テヤレルダケハ一ツ御同様勉強シテ此ノ委員會ヲ繼續シテ行キタイ、或ハ午前モ午後モ、場合ニ依ツテハ夜ニ至ツテモ御勉強ヲ願ハナケレバナラヌコトニナルカトモ思ヒマスガ、ドウ

ゾサウ云フ御含ミヲ以テ、皆サンニ從事シテ戴キタイモノト思ツテ居リマス、又質問ニ付キマシテモ、各派ニ於キマシテソコノ點ヲ十分ニ御含ミヲ願ツテ、重複シタル質問ノ如キハ成ベク避ケテ、場合ニ依ツテハ重複シテ居ルコトハ御注意ヲ申上ゲルト云フヤウナ場合モアリマセウ、又今後ノ進行如何ニ依ツテハ、御協議ノ上デ、時間ノ制限ヲ必要トスル場合モアルカトモ思ヒマス、兎ニ角今日ヨリ私モ皆様方モ、一ツ其ノ積リデ進ンダラドウカト考ヘテ居ル次第デアリマス

○河野委員 取急ギマス關係カラ材料ノ要求ヲ必要トスルモノカラ致シタイト思ヒマス、米麥其ノ他主要農産物ノ増産計畫ノ内容ヲ詳細ニ互ツテ頂戴シタイト思ヒマス、尙ホ先程馬岡君カラ申上ゲマシタ材料等ハ、本案審議ノ上ニ於テ最も必要ナモノデアリマスカラ、速ニ御提出アランコトヲ特ニ御願致シテ置キマス

○平野委員 米穀統制法特別會計法ノ損失及利益ノ年別表、此ノ米穀統制法特別會計法ト云フ名前ガ違ツテ居ツタ御訂正願ヒマス、ソレカラ移動米ノ府縣別概要、是ハ大體米ガドウ云フ風ニ流レテ居ルカ、何處ノ縣ノ米ガドウツチヘ廻ツテドウナツテ居ル

カト云フコトノ概要ヲ御願シタイトデアリマス

○長野委員 材料ノ御要求ヲ申上ゲマス、過去十箇年間ニ於ケル農家ノ專業竝ニ兼業戶數ノ増減調、米穀問屋、仲買人、小賣人各府縣別調、産業組合各府縣ニ於ケル米穀取扱ヲ爲シ居ル組合數調、耕地面積増減反別調、同上地目變換反別調、開田事業費額調、土地改良事業費額調、基準米價及ビ正米取引値段調、米穀收穫豫想高及ビ實收高調、家畜増減調、各種肥料ノ生産消費ノ數量及ビ價格調、以上デアリマス

○三宅委員 此ノ機會ニ議事進行ニ付テ希望ヲ申述ベテ置キマス、私共此ノ法案ノ重要性ニ鑑ミマシテ、出來ルダケ議事ヲ促進致シマスルコトニ、心カラ協力ヲシタイト思フノデアリマスガ、今マデ本議會ニ於キマシテ他ノ委員會等デ、大會派ガ發言ヲ取ツテシマツテ、終ヒニ小會派ガ括ラレテ發言ガ出來ナイト云フヤウナ事例ガ澤山アリマスノデ、ヤハリ大體ノ進行豫定ヲ、理事會ニ於テ御作リヲ願ヒタイト思ヒマス、不公平デサヘナケレバ、私共ハ時間等ニ付キマシテモ、進行ニ出來ルダケ協力スルコトニ各力デアリマセヌガ、唯スツカリ取ツテシマツテ、最後ニ三十分位小會派ニ廻ス

ト云フヤウナ行キ方デアリマスレバ、是ハ明ニ不公平デアリマス、此ノ法案ハ其ノ性質上會派ナドニ四ハルベキ問題デハナイノデアリマシテ、ヤハリオ互ニ赤心ヲ吐露シテ、質スベキハ質シテ進行サセルコトガ適當ダト考ヘマスノデ、サウ云フ點ニ付キマシテハ、委員長ノ御取計ヒニ依リ、理事會ニ於テ協議ノ上、公平ニ行キマスルヤウニ御願シタイト思ヒマス、餘所ノ委員會ノ例ニ鑑ミマシテ、之ヲ豫メ御願シテ置ク次第デゴザイマス

○添田委員長 承知シマシタ

○三善委員 今日ハ此ノ程度デ散會セラレシコトヲ望ミマス

○添田委員長 先程理事ヲ七名ト云フコトデ私ヨリ御推薦申上ゲテ置キマシタガ、從來ノ例カラ言フト、三十六名ノ委員會ニ於テハ、八名ニナツテ居ルサウデアリマス、隨テ一名不足デアリマスカラ、茲ニモウ一名追加シテ御指名申上ゲタイト思ヒマス、杉山元治郎君ニ御願ヲ致シマス

尙ホ今後ノ議事ノ進行方法等ニ付キマシテハ、各派ノ理事諸君ト御協議ヲ申上ゲタイト思ヒマス、只今ノ三宅君ノ御希望モ、其ノ時ニ能ク御相談ヲ申上ゲタイト思ヒマス、ソレデハ今日ハ是デ散會ヲ致シマス
午前十時五十四分散會

昭和十四年三月七日印刷

昭和十四年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局